

平成29年第11回函館市教育委員会定例会 会議録

- 1 日 時 平成29年11月8日（水） 午後1時
- 2 場 所 教育委員室
- 3 出席者 辻教育長，藤井委員，小葉松委員，須田委員，青田委員
- 4 欠席者
- 5 事務局 小林生涯学習部長，木村学校教育部長，佐藤生涯学習部次長，
鶴喰生涯学習部次長，阿部管理課長
- 6 傍聴者 1名

7 付議事項

- 日程第1 議案第1号 平成29年度教育費補正予算要求に関し，議決を求めることについて
- 日程第2 議案第2号 公の施設の指定管理者の指定の依頼に関し，議決を求めることについて（函館市北方民族資料館）
- 議案第3号 公の施設の指定管理者の指定の依頼に関し，議決を求めることについて（函館市文学館）
- 議案第4号 公の施設の指定管理者の指定の依頼に関し，議決を求めることについて（函館市北洋資料館・函館市芸術ホール）
- 議案第5号 公の施設の指定管理者の指定の依頼に関し，議決を求めることについて（函館市民会館・函館アリーナ）
- 議案第6号 公の施設の指定管理者の指定の依頼に関し，議決を求めることについて（千代台公園ほか4施設）
- 日程第3 議案第7号 函館市教育振興基本計画（素案）の決定に関し，議決を求めることについて

■辻教育長

- 開会宣言 午後1時
- 議事録署名人に，藤井委員，小葉松委員を選任。
- 本日の日程のうち，日程第1，議案第1号，「平成29年度教育費補正予算要求に関し，議決を求めることについて」から日程第2，議案第6号，「公の施設の指定管理者の指定の依頼に関し，議決を求めることについて」を「秘密会」としたいがいかがか。
- 異議がないので，秘密会とさせていただきます。
- それでは，日程第1，議案第1号，「平成29年度教育費補正予算要求に関し，議決を求めることについて」を諮る。
(秘密会につき，会議録省略)

■辻教育長

- 議案第1号については、原案のとおり決定する。
- 次に、日程第2、議案第2号から議案第6号、「公の施設の指定管理者の指定の依頼に関し、議決を求めることについて」を一括諮る。
(秘密会につき、会議録省略)

■辻教育長

- 議案第2号から議案第6号については、原案のとおり決定する。
- 次に、日程第3、議案第7号「函館市教育振興基本計画（素案）の決定に関し、議決を求めることについて」を諮る。

■学校教育部長

- 議案第7号「函館市教育振興基本計画（素案）の決定に関し、議決を求めることについて」説明する。
- 前回の定例会において「函館市教育振興基本計画（素案・たたき台）」を示し、その後、先月24日に開催した「函館の教育のあり方検討協議会」において、最後の協議を終えたところである。
- 協議会では、1か所修正意見が出されている。素案の12ページ、「2 道德教育の推進」の（4）の1行目の「自己有用感や自己肯定感」という部分である。素案たたき台においては、「自己肯定感や自己有用感」と順序が逆になっていたが、協議会において、「自己有用感」を高めることが「自己肯定感」を高めることにつながるということから考えると順序が逆の方がよいのではないかとの意見があったことから、そのとおり修正している。その他、表記揺れが生じていた箇所の修正や、他の計画等の表現と統一を図るなどの文言整理を事務局において行っている。
- 次に、今後のスケジュールについて説明する。本日の定例会において議決後、庁内協議、来月のパブリック・コメント手続きを経て、来年3月の教育委員会定例会において、計画案を諮り、成案化したいと考えている。
- なお、函館市教育大綱との関連であるが、前回の定例会で説明したとおり、本計画の成案化後、総合教育会議に諮り、本計画をもって教育大綱に代えることを予定している。

■辻教育長

- 議案第7号について、何かあるか。

■青田委員

- この後の具体的なスケジュールを知りたい。

■学校教育部長

- この後、各部局の方に改めて内容を確認してもらおう。例えば、子ども未来部など非常に関連する部分もある。その後、パブリック・コメントを経て、来年の3月、教育委員会定例会をもって計画案を成案化する（案をとる）ための議決をいただくことになる。その

後、学校に説明も含めて提示することになる。

■管理課長

- 若干補足すると、今日この内容で議決を得ると、素案の素が取れて案になる。案になったものを月末に、市長、特別職が入った政策会議に諮り、そこで了承を得、その後パブリック・コメントとなる。

■青田委員

- 一般市民への公開は4月になるのか。

■管理課長

- 案の段階で、パブリック・コメントで公開され、ご意見あれば教育委員会にお申しつけ下さいという形になる。

■青田委員

- そして3月に成案化され、一般市民の目に、これが10年間の計画ですよと提示できるのが4月になると。

■管理課長

- はい。3月の下旬から4月の上旬かと。

■生涯学習部長

- パブリック・コメントについてであるが、全文をホームページに掲載して、全文をご覧いただいて市民の皆さんからご意見をいただくこととなる。

■管理課長

- そこで、意見があり修正する場合もあるが、その場合には、教育委員会定例会で内容を検討いただき、修正するしないを含めて、再度確認をいただくこととなる。いずれにしても、年度内に成案化し、来年の4月以降、10年間使えるものとして進めている。

■青田委員

- この教育振興基本計画は、学校関係者には直接届くような形で広まるとのことだが、そのほかの方々も、自らホームページを見るというふうになるのか。例えば、教育関係の団体とかいろいろあると思うのですが、見たいとなった場合は、教育委員会で配布されるものなのか、それともホームページを見てくださいますものなのか。

■管理課長

- 教育振興基本計画自体は今年度中に策定するが、新年度において、例えば、この内容をどのように市民に周知するか、関連する事業を行うか行わないかということも新年度予算ということで、これから教育委員会の中で検討していくことになる。青田委員ご指摘の周知の方法も含めて、これからどのような形でやっていくのか、どのくらい費用をかけてい

くのかというのを事務局で検討して、また教育委員会に予算の形で、別途説明をしたいと思う。

■青田委員

- もう1点、計画策定後は、検証を進めていかなければならないと思うが、検証の方法はどのような形で進めていくのか。

■学校教育部長

- 教育委員会の事務の点検評価や、それから学校の評価ということで、今までも義務教育基本計画に対する評価というものを毎年学校が行い、教育委員会で集約しているので、そういうような形で行う予定でいる。

■青田委員

- 基本は、毎年、検証していくということですね。

■学校教育部長

- はい。

■辻教育長

- 最初の発言の意図は、おそらく出来るだけ多くの関係者にこの計画が目に見えるようにすべきということが背景にあると思うので、その意向を踏まえながら進めてもらえればと思う。

■藤井委員

- 文科省でもこういう冊子の他に、一般向けの1枚もののリーフレットを発行しているので、そういうものがあるといいと思う。

■須田委員

- 他の計画もそうだが、大概こういう計画を作ると10年スパンだが、今のめまぐるしく変わる世の中で、10年スパンはものすごく長いような気がするが、その辺は何かあるのか。

■学校教育部長

- 事務局の中でもそれは話題になり、途中で見直すタイミングはあるだろうと、だいたい5年くらいのスパンでと、現時点でも思っている。

■辻教育長

- 5年くらい経つといろんな情勢も変わってきますから。他に何か。
- それでは、議案第7号については、原案のとおり決定する。

■終了宣言

○ 午後1時45分

議事録署名人 藤井 壽夫

〃 小葉松 洋子

調製者庶務係 奥ヶ谷 貴史